九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

株主総会の決議の瑕疵と取締役

濱田,一男 九州大学法学部: 教授

https://doi.org/10.15017/1349

出版情報:法政研究. 25 (2/4), pp. 225-240, 1959-03-05. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

るが、これは公権に比すべき人格権的なものであって、株主の一身専属的なものであり、

団体自体の利益のために行使

株 会 0 決 議 0 疵 と取締 役

濱

田

男

次

国

蜜 決議瑕疵の主張と株主

第

第 軰 決議瑕 疵の主張と取締役

 \equiv 四 運 爭 決議瑕疵の主張と取締役会 取締役の決議審査義務

第

第 章 決 議 瑕 疵 の 主 張 と 株 主

する権利ではなくして、株主が会社の機関たる資格において有する権限にすぎないのであって、専ら団体自体の利益 主張が何人の利益のために為されるのかということについては問題がある。 なるときは株主又は取締役は訴をもって決議の取消を請求することができるのであるが、 ために行使せられねばならないとして、その社員権たる性質を否認する見解があり、 わゆる株主権としての共益権の一種たるものであるが、 商 法第二 四七 条によ れ ば、 株主総会招集の手続又はその決議の方法が法令もしくは定款に違反し又は著しく不公正 株主の共益権については、 株主が総会決議の取消を訴える権利 株主が株主たる資格 また共益権の権力 この場合かかる決議

瑕疵 利 におい 性 は承 て有 は、 認 g

せらるべきであると見る立場がある。 無視しえないという社団的拘束が強くはたらくことは否定しえないと論ずる立場がある。(m) とその結果が社団全体に及び他の株主の利益をも処分する結果になるので、他の株主ないし社団全体の利益を不当に ためにみとめられた権利であって、 て、経済的利益の享受と企業支配の可能性とが相伴うところに株式の本質がある。 る観念的な分け前に応じて 或いは 利益の分配にあづかり 或いは たる会社の所有するところであるが、 それは自益権の 経済的実質的には株主の全体に属するものであり、 しかるに、これに反し、 価値の実現を保障するためのものである。 株式会社においては会社事業は法律的形式的には 会社事業の支配に関与する権利を有するものであっ 従って共益権も株主自身の利益 株主は会社事業につき有す ただ共益権を行使する 法 0) 25 $(2-4 \cdot 226) 326$

するのは株主自らの利益を確保するためにほかならないことになる。(四) 共益権をもって株主自身の利益のためにみとめられたものとする見解に従えば、 株主が株主総会決議の瑕疵

- 一) 田中耕太郎博士•「改訂会社法概論」上巻七一頁以下。
- \subseteq 松田二郎博士・「株式会社の基本理論」四五頁以下、 同じく「新会社法概論」三六頁以下。
- 木教授・「会社法」(法律学講座)七三頁等がある。 この立場の学説としては大隅博士•「全訂会社法論」上巻二四五頁•二四六頁、大森博士•「改訂会社法講義」二七頁、

鈴

(E) L'opposizione del socio alle deliberazioni delle assemblee nelle società anonime, teorico-pratico delle società commerciale, I, 1934, 社自体の利益のため、すなわち法令及び定款を遵守して会社の一般的経済的利益を確保するために為さるべきものとする立場 〈伊国旧商法第一六三条の解釈としては、この立場が支配的であって、この趣旨の見解を示すものとしては Antonio Scialoja この点については伊国商法学説としても見解の分れているところであって、 segg.; Cesare Vivante, Trattato di diritto commerciale, p. 605; Alfredo De Gregorio, Delle società e delle associ-Η, 1935, 株主総会決議の瑕疵を主張する訴の提起は、 ŗ. 256; Enrico Riv. dir. comm., Soprano, Trattato 1, p. 会

定は、

株主がこの訴の原告たる場合においても、その株主は、い

わば会社の機関たる地位において会社自体の利益の

dir. comm., 1955, azioni commerciali, 1938, Legittimazione degli amministratoi all'impugnativa delle deliberazioni assembleari di società per azioni, Riv せらるることを要しないとする立場 に総会決議瑕疵主張の権利をみとめられるのであって、 たとえ 会社自体の 利益がこれにより 確 それは結果的のものにすぎず、かかる決議瑕疵主張が直接に会社自体の利益の確保を目的として社団的利益のために行使 1940, p. 20, nota 2 によれば、 p. 145 e segg. がそれである)とが対立している。 p. 484 e segg. (伊国旧商法第一六三条の解釈として、この立場を採るものとしては Minervini, Sulla がある)と、これに反し各株主は自己の株主としての固有の利益 Genovese, L'opposizione del socio ex art. 163 cod. comm., Dir 保せられることにはなって を確保するた

従う立場は、 主のみならず取締役及び監査役にもみとむべきものとする見解は前説を採る場合においてのみ承認せらるべきであり、 会に欠席した株主又は決議に反対した株主にのみ瑕疵主張の権利がみとめらるべきことになる。また、かかる瑕疵主張権を株 の前考の立場を採れば、総ての株主は当然に総会決議瑕疵主張の訴を提起しうることになるが、後者の立場にたつときは、 この点に関し Minervini 氏の主張するところによれば(Gustavo Minervini, Riv. dir. comm., 1955, かかる決議瑕疵主張の適法性を取締役及び監査役にまで及ぼすことを理論上否認すべきものである。 I, p. 208)′ 右 総

といえども決議取消の訴提起を否認せらるべきでないのである。 は、 場合に限定して」いないのであるから、現行法の解釈としては、 に出席した株主については総会において決議に対し異議を述べたときに限り、 逸株式法第一九八条第一項におけるように、 わが 正 当の理由なくして出席することを拒否せられたとき又は当該株主に対する招集手続が法令又は定款に違反せる 商法第二四七条によれば、 提訴権者たる株主については単に株主とあり、 株主の濫訴防止の趣旨から「株主が決議取消の訴を提起するには、 このような商法の立場から考えると第二四七条の規 総会に出席して議決権を行使し決議に賛成した株主 総 昭和一三年商法改正 会に 出席し しなかっ た株 前 の規定又は 主に

- 豆 松田博士―鈴木氏・「条解株式会社法」上巻二四五頁・二四六頁、石井教授・「株主総会の研究」二二三頁、 並木び・「精
- 說会社法」二九一頁。
- **分** 採ることによって総会に欠席又は決議に反対した株主 きは、その総会に欠席したると又は決議に反対したるとを問わず、総ての秩主を拘束する。しかし総会の決議が法令又は定款に また後者の見解に従うことによって取締役及び監査役についてもこの訴権を承認したのであるとの解釈を生ずるに至っている とする見解と会社自体の社団的利益のために 承認せらるべきものとする見解とを 包摂統合したものであって、 そこで伊国商法学説として、 伊国民法の立場は、 総会決議瑕疵主張の適法性は株主自らの利益のためにみとめらるべきもの 違反するときは、取締役・監査役及び総会に欠席又は決議に反対したる株主は決議の瑕疵を主張しうる」旨を規定している。 この点に関し、伊国民法第二三七七条第一項及び第二項によれば「株主総会の決議は、 (決議に賛成した株主を除外する) にのみ 瑕疵主張の 法令及び定款を遵守して為されたと 訴 前者の見解を をみとめ、

(Minervini, Riv. dir. comm., 1955, I, p. 209)°

を離れて専ら会社自体の社団的利益のためにのみ行使すべきものとする制約を受けるとは考え難いのである。(も)穴(れ) ることを会社の存在目的とするものであることを否定しえない限り、 拘束を受くることの強い性質を内包しているとはいうものの 権の行使は、 ことを理由として、 な利益を有しないものとして請求を棄却せらるる場合のありうべきは必ずしも否定しえないにしても、しかし、この おもうに、 その行使の結果が直ちに会社自体の利益について現われ、自益権の場合よりも、その行使につき社団 総会に出席して議決権を行使し決議に賛成した株主は、このような決議瑕疵主張の訴の提起につき正当 かかる訴は会社自体の利益のためにのみ提起せらるべきものと解することをえない。 株式会社が本来、 決議瑕疵主張の訴権が株主としての固有の利益 利益を取得してこれを株主に分配す 株主の共益

(七) 大隅博士•「株式会社法変遷論」一七〇頁以下。

八 て、 delle deliberazioni dell'assemblea, Dir. prat. comm., 1941, I, p. 142 e segg. Minervini, Riv. dir. comm., とにより、決議瑕疵主張の訴権を抛棄したものであると論ずる (Genovese, Questioni pratiche in tema di impugnativa 疵主張の訴権は会社の社団的利益のために与えられたものだと解しながら、 示している (Minervini, の適法性を否定せられるのは、 破毁院判决、 Riv. dir. comm., これを矛盾なく統一的に説明しうるような理論を求めて努力が試みられていることは否定しえないところである。 しようとするものであるから、かかる決議瑕疵主張の適法性はみとめられない」と論ずる Minervini 氏の見解(Minervini, 主張の権利は、株主が株主として有する固有の利益を確保するために与えられたものと見るのが正当であろう。「決議に賛成し 主に限らるべきものであって、 た株主は、議决権を行使することにより議案に賛成したのであって、かくすることにより決議について有する株主の利益を実現 伊国 決議に賛成したる株主が何故に瑕疵主張の訴を提起しえないかを説明し難いからである。更に、この場合、 この点について何等の制限を設けていないのであって、決議に賛成した当時、当該決議の瑕疵につき善意であったことを 悪意の抗弁なる観念をみとめ、これにより決議に賛成したる株主の訴提起を否認しようとする見解がある(Minervini, 商法学説においても、 210 nota 9 一九三四年四月六日 訴の提起はみとめられないのである。従って伊国民法の解釈としても、株主に対してみとめられている決議瑕疵 1955, による)。 I, p. 210, nota 13 Riv. dir. comm., 総会決議瑕疵主張の適法性について、 けだし決議瑕疵主張が会社の社団的利益のために為さるべきものとするならば、 決議が法令又は定款に違反する不適法なものであることを認識しつつ、なお決議に賛成した株 伊国旧商法第一六三条の解釈として一九三〇年五月二四日 Bologna 控訴院判決がそれである)。しかし、いわゆる悪意の抗弁によって決議瑕疵主張 1955, I, p. 211, nota 14 による)。 によれば一九二七年四月八日 Milano 裁判所判決、 伊国民法第二三七七条第一項及び第二項の全趣旨について しかも株主は決議に賛成して議決権を行使するこ しかるに伊国民法第二三七七条第二項 Milano 控訴院判決はこの趣旨を 一九三一年六月八日 伊国判例によ 伊国法におい 例えば、 瑕 $(2 - 4 \cdot 229)$

Riv. dir. 1955, p. 21) は、伊国民法の解釈としては、誤りとはいえないと考える。

九 て、Frè 氏の見解も、 のために又は会社の機関として行為するものと見るべきでないといっている 利益が害せらるる場合」というのは必ずしも明確ではないが、Frè 氏が同時に、決議瑕疵主張においては、 株主の利益を害するような場合に瑕疵主張の訴の提起がみとめらるべきである」と論ずる(Giancarlo Frè, この点に関して Frè 氏の主張するところによれば「総会の決議が法令又は定款に違反し、 in Commentario del codice civile, 決議瑕疵の主張は株主自らの利益のためにその適法性がみとめられたものと解する立場にあるものとい 1954, p. 313)。 Frè 氏のいわゆる「会社の利益を害し、 (Frè, p. 312) ところから見れば、 会社の利益を害し、 その結果、 株主は会社の利益 Società 結局におい 株主の

結果会社に損害を生ぜ を執行せず、 がありうる。 役としての立場から個 益のために決議取消の主張を為すものと見なければならない。ところで問題は、 会決議に基い ることを要する趣旨の総会決議が存する場合に、 が提起せらるる虞れがあり、 株主総会決議取消の提訴権者として取締役がみとめられているが、この場合、 えるであろう。 しかも当該決議について取消の訴を提起するものがないため結局決議の有効が確定したときには、 て業務を執行したところ、 けだし株主より決議の取消が主張せられた場合のことを考慮して取締役がかかる決議の 第 しめ 章 人的な固有の利益を有するものではないかということである。 取締役は任務懈怠の責を免れえない しかも取消の提訴について商法の規定する期間の経過前に、 決 議 瑕 株主が決議取消の訴を提起して取消判決が確定したときは、 疵 主 張 取締役は、かかる業務執行を如何に処理すべきや判断に苦しむ場合 と 取 締 役 場合がないとはい 決議の取消主張につき取締役は 取締役は会社の機関として会社 えないであろう。 例えば、 これに基く業務を執行す 株主から決議取消 原則として当該 また取締役が総 趣旨に基く業務 その の訴 取 0) 利

う。 決 を及ぼし、 らの負担することあるべき石に見たような責任を免れうるのであって、この点において、取締役は決議瑕疵主張の訴 に従い善良な管理者の注意を以て、その決議の趣旨に従い業務を執行すべきや否やを決すればたるというように抽象 0 議 |提起につき取締役として自ら固有の利益を有するものではないかとの疑問を生ずるのである。 一般的にはいうことはできても、 は始め 従っ て取締役は、このような場合に、決議取消の訴を提起して判決を以て決議の効力を確定することにより、 かかる結果について責任を負わねばならない場合がありうるであろう。 に遡って無効となるから、取締役は無効な決議に基いて業務を執行したことになり、 具体的個別的場合に如何に処理すべきや 判断に苦しむことなしと しないであろ かかる場合、取締役は委任 そのため会社 の本旨 自

一〇) このような見地から、 Minervini 氏は、伊国法の解釈として、総会決議瑕疵主張の適法性は、取結役が取締役として有 p. 217)° 取消の訴を提起する者がないため その有効が 確定した決議の趣旨に基く 業務の執行をしなかった取締役は、 する個人的な固有の利益に基いて、 委託ともいうべき決議によって具体化した会社に対する義務の履行を怠ったことになる。また取消判決の確定により遡及して 踰越する行為として受任者たる取締役は、その結果につき責に任ぜねばならないことになる。従って取締役の為したる業務執 **無効になった決議に基いて取締役がすでに業務を執行している場合には、** する自らのための固有の利益が存在する。これが Minervini 氏の所論である。 行行為が、 七七条第三項第二文) 取消判決の確定により決議が遡及して無効となったにも拘らず、会社のために効力を生ずる場合(伊国民法第二三 Minervini 氏によれば、 には、 取締役は会社の受けた損害を賠償しなければならない。ここに決議取消の訴につき、 そのためにみとめられたものと主張する(Minervini, Riv. dir. 総会決議は業務執行につき取締役に対する命令又は委託たる性質を有するものであり、 伊国民法第一七一一条第一項により、委任の範囲を comm., 総会の命令又は

合においては、 伊 、国商法学説は、 かかる決議瑕疵の主張は、 一般に、瑕疵ある決議の趣旨に基く業務の執行により会社の利益を害し会社に損害を及ぼす虞れある場 単に取締役が会社の機関として有する権限たるに止らず、伊国民法第二三九二条第

società, 1951, p. 362; Giovanni Brunetti, 183; Lorenzo Mossa, Trattato del nuovo diritto commerciale, società per azioni, 1942, p. 144 e segg. ; Giuseppe Romano-Pavoni, Le deliberazioni delle assemblee delle 一項により、 取締役の義務たるものと解する (Aurelio Candian, Nullità e annullabilità di delibere di assemblea delle Trattato del diritto delle società, II, 1948, p. 351; III, 1950, II, 1953, p. 378)。伊国民法は、第二三七九条によ

その内容が不能又は不法なる決議はこれを当然に無効とするほかは、法令又は定款に反する決議を必ずしも常に当然に無

それが会社の利益に反する場合には、取締役及び監査役に決議の瑕疵を主張する義務を負担せしむるという必ずし

も本来的とはいえない方法を選んだのである。

り

き取締役の義務に結合せしめている。すなわち取締役は、決議取消の主張が会社の利益の要求するところとみとめらるる場合 Quassowski, Aktiengesetz, 1937, S. すべき義務を負うのである。けだし、独逸法の解釈として、右に見たように決議に瑕疵があり取消しうべき場合においては、 ったことにより、取締役の責任を生ずることを否定しえないからである(Godin-Wilhelmi, Aktiengesetz, 1950, Anm. 5. たとえかかる瑕疵が決議の取消を訴える者のないことによって治癒せられた場合といえども、会社の利益のために行為しなか 独逸法においても、決議取消の権限は会社機関としての取締役にみとめ、この権限を会社の社団的利益のために行為すべ 198, S. 838 ff.; S. 365; Paumbach-Hueck, Aktiengesetz, 1949, Anm. 3 zu その限りにおいて独逸株式法第八四条及び第一九八条第一項第四号に基いて、決議取消権を行使して決議の執行を停止 373; Teichmann-Koehler, Aktiengesetz, 1950, S. § 198, S. 419; Schlegelberger. 187)°

依存する者の福祉並に国民及び国家の共同の利益の要求するところに従って会社を運営しなければならない」と定むる独逸株 式法第七〇条第一項の趣旨に基くといわねばならない。 右に見たような立場は、独逸法の解釈としては、その窮極においては「取締役は自己の責任において、営業及びその営業に 独逸法における企業自体 Unternehmen an sich の思想に通ずるものであり、 このような立場は、 いわゆる社団の制度論的 理論に基くものであっ 伊国法の解釈としても承認せられうべき

性格を強く持つことをみとめる立場もある(例えば ようとする立場もある(Minervini, Riv. dir. comm., 独逸法のもとに見られるような「企業自体 impresa De Gregorio, p. 1955, in sè」の利益という如き社団的利益の観念に依存することを避け Ţ, Þ. 214)° 336 e segg.) とともに、 Minervini 氏に お ける

を負うものでない。従って、ここに問題となるのは、 決し、これに基いて行為したる限り、 断に苦しむことのあるのは否定し難いにしても、法令又は定款に違反し取消原因ある総会決議が為された場合にお 有の利益のために為さるるものとみる見解もあるが、 て、取締役が、委任の本旨に従い善良な管理者の注意を以て、その決議の趣旨に従う業務の執行を為すべきや否や (一三) さきに見た Minervini 氏の見解につき、その根拠として同氏の示すところには更に次の如きものがある。 に見たような見地から、 として、その内容が不能又は不法なるにより無効な決議は始めから絶対に無効であって ないのである。 伊国民法第二三七七条により取消しうべき決議については、同第二三七八条第四項に基き、 説の一般にみとめるところである。 取締役は、これを実行すべき義務を負うものではなく、 期しうるといっているが かないことになるであろう。 る瑕疵ある決議の執行停止 この点に関し 従って取締役は、 伊国商法学説としては、 (Francesco Ferrara j., Ferrara (執行差止)を請求しうるのであって、 これが Minervini 決議の執行を一時停止して、これを後日に延期しようとすれば決議取消の訴を提起するのほ 氏は、 たとえ其の結果会社に損害を生じたとしても、 Minervini, Gli amministratori di società per azioni, 1956, 取締役が決議取消の訴を提起しようとするときは、 氏の見解の一つの根拠である(Minervini, Gli imprenditori e le società, 1952, p. 正当とは考えられない。 決議取消の訴の提起は、 かかる総会決議に対する取締役の審査義務についてである。 かかる決議の執行はこれを拒否せねばならない(この点は伊国商法学 取締役には、このような執行停止の請求はみとめられてい 専ら各取締役の取締役として有する固 もちろん具体的場合に即して、 (伊国民法第二三七九条) もとより、 かかる取締役は任務懈怠の責任 決議に反対した株主のみが、 Riv. dir. comm., かかる瑕疵ある決議の実行を延 310)′ 事柄の順序は、むしろ p. 186)° 伊国法の解釈 しか か カュ

反対である。

氏の見解に対しては、 dir. comm., (Giorgio Oppo, Amministratori e sindaci di fronte alle deliberazioni assembleari invalide, Riv. dir. comm., 右に見たような 1956, II, p. 412)、これは、恐らくは Minervini 氏の見解を採ったものと思われる。 Minervini 多くの批判が為されているが、 氏の見解と同趣旨のものとしては、 そのうち最も適切にこれを論評したものは 一九五五年一〇月二一日破毀院判決があるが Oppo 氏の見解である しかし、この Minervini

1957, I, p. 225 e segg.)°

は、 るならば、 ではない。 氏の見解 (Cesare Vivante, Trattato di diritto commerciale, 益のために行為するものというべきである。このように取締役の決議瑕疵主張の適法性が会社の社団的利益の確保にありとす 見地よりすれば、 主の決議瑕疵主張について有する利益に関しても、 言すれば、これにより会社にも同じく利益確保の結果が伴う場合でなければ、 としての個人的な固有の利益のためにみとめられるとしても、このような利益の観念の上に安住して了って理論を進めるべき あることを指摘した後、Minervini 氏の見解を批判して次のように言っている。 しいことはいうまでもない。客観的に考察せられた株主個人の利益より超越した会社のための利益を確保するための場合、 I, 1949, p. 308) を発展せしめたものであり、また Salandra 氏の学説は、これを詳細に観察するときは、すでに Vivante Oppo 氏は、先ず Minervini 氏の見解が Salandra 氏の学説 理論としては、このような社団的立場からする会社の利益確保のための発議権 株主の個人的利益を正当化して、決議瑕疵を主張することについての社団的利益の適法化にまで高めることが望ま 株主も亦この場合、 決議の瑕疵を主張する取締役及び監査役は、客観的に全株主のための利益而してこの意義において会社の利 会社の社団的利益のために行為することを適法としてみとめられねばならない。 右に見たような限度において、その適法性が承認せらるべきである。この (Vittorio Salandra, Manuale di diritto commerciale, II, 1935, pp. 256-257) に その先例を求めうるもので 決議の瑕疵主張をみとむべきでなく、従って株 決議瑕疵の主張が、株主については、株主 (potere di iniziativa) を持つもので ただ各株主

ない。 者を含むものである (Oppo, p. 232)。 の負担として為さるるにすぎず、その義務として為さるるものでないといわねばならない。従って、この見地よりすれば、取 ないというだけのことである(Oppo, Riv. dir. comm., 1957, I, p. この義務は、必然的に、 締役がかかる瑕疵主張の訴権を行使しないことは、固有の意義において取締役の責任を生ぜしむるものでないと言わねばなら 決議瑕疵主張の適法性の根拠が、専ら取締役自らの利益において認識せられるとすれば、このような瑕疵主張は、 しかるに伊国法の解釈として、取締役には総会の決議を審査し無効な決議の執行に反対すべき義務があるのであって、 かかる決議を執行すべきでないという要素とその決 議の瑕疵を主張すべきであるという要素との両 227 e segg.)。 また Minervini 氏の所論のよう 取締役

五 が、しかし取締役が或いは不適法な決議を執行することにより、また或いは適法な決議を執行しなかったことにより負担する ことあるべき責任に顧みて、 (Giancarlo Frè, Frè 氏の見解によれば、 Società per azioni, pp. 311-312)° 伊国法の解釈として、この場合、取締役は、主として会社の利益のために行為するものではある 取締役が決議の瑕疵主張につき自己固有の利益を有することあるを否定しえないと論じている

らるるか又は賠償義務を負う虞ある場合に取締役員及び監査役員に取消の権限をみとめている。このことは決議取消権の附与 取消の権限は、 につき会社の社団的利益と取締役員又は監査役員との個人的利益とを区別せるちのというべく、機関たる取締役の有する決議 独逸株式法第一九八条第一項第四号は、機関たる取締役に決議取消の権限をみとめるほか、 838 ff., Teichmann-Koehler, Aktiengesetz, S. 437; Gadow, Heinichen, Aktiengesetz, 1939, S. 一般に会社の社団的利益のためにみとめられたものといわねばならない(Godin-Wilhelmi, Aktiengesetz, 決議の実行により刑罰に処せ . 865)°

とめられたものと主張するのであるが、この立場は正当とは考え難い。 として、 右に見たように、伊国法の解釈とし Minervini 氏の見解は、 取締役に、取消原因ある決議の執行停止を求むる権限のないことを示しているが、この点は、伊国法の解釈 決議瑕疵主張の権限は取締役個人の利益のため 殊に Minervini 氏は、 その説の一つの根拠 にみ

争のあるところであって、必ずしも正当とは考えられないのである。

Riv. dir. comm., ば、 或る取締役が、代表取締役の決議の実行を排除して、決議が実行せられないことを確保しようとする場合のことを考えるなら 請求を受くべき相手方として見ているからである。 更に又、取締役について、かかる執行停止請求の権限を否定する見解と に示すものである (Oppo, Riv. dir. comm., 1957, I, p. 248)。 いてのみみとめているからといって、これを以て取締役にかかる請求の権限を否定する決定的な理由とはなりえない。けだし のために必要だとするならば、このような停止の請求は株主のみならず取締役についてもみとめられねばならない。例えば、 国民法は最も通常起りうる反対株主の請求の場合のことを考えて規定したものであって、取締役については、いわば、停止 この点について Oppo 氏は次のように主張している。 この点は明かであろう。また伊国民法第二三七八条第四項が、明文上、決議執行停止の請求を単に決議に反対の株主につ 監査役については、 1955, I, p. 218) ととは、 このような停止請求の権限を否定することに関し、大いなる疑問を示している(Minervini かかる請求を為しろべき者を反対株主のみに限定すべきでないことを雄弁 取消原因たる瑕疵ある決議の執行停止が会社の社団的利益の確保

\equiv 章 取 締 役 0 決 議 審 査. 義

取締役は責任を負わしめられるものではない。 場合を除き、 ているから、 理者の注意を以て職務を遂行しなければならない。 及び準委任である。 取締役は会社から法律行為或いはその他の事務を委託せられたものであるから、会社と取締役との間 その株主総会の決議を成立せしめたこと又はその決議の執行を為すことについて取締役に過失のあった 般的 第 従って、これには民法の委任に関する規定が適用せられ、取締役は委任の本旨に従い善良なる管 には、総会の決議の趣旨に従って業務を執行したにも拘らず会社に損害が生じたときといえども、 しかし当該決議の内容が法令又は定款に違反せるため無効なる場合に 取締役は株主総会の決議を遵守して職務を遂行すべき義務を負う 務 0 関係は委任

取消 りか おい ねばならない。これが、 取締役は善良な管理者の注意を以て当該決議を審査し、かかる決議の趣旨に従う業務執行を為すべきや否やを決定せ ては、 原因たる瑕疵が存するときは、株主又は取締役は決議の取消を請求することができるのであって、取消判決が かる無 一分な総会の決議を執行するときは、 取締役はかかる決議に従う義務を負うものでないことはもちろんであって、 原則として当該決議は最初に遡って無効となるから、このような瑕疵ある決議が為された場合にも てこにい わゆる取締役の決議審査義務である。 取締役は会社に対し任務懈怠の責を負うことになる。また総会決議に 却って、 故意又は過失によ 確

てこれに基く業務の執行を為すべきや否やを決するにある。(1丸) つの具体的な顕現と見るべきものであって、その審査の目的は、 従って、このような決議審査義務は、 取締役が受任者として決議の執行に際して負う善良なる管理者の注意義務の 決議が法令又は定款に反せざるや否やを判断

なお決議の取消を求めないのは取締役の任務を懈怠するものといわねばならないからである。 ためにその必要ありと見らるるときは、 ははならない。けだし会社の利益のために瑕疵ある当該決議の効力を存続せしむべきでないことを認識しながら、 GOOGED 取締役が総会の決議を審査した結果その決議に取消原因となる瑕疵の存することを認識した場合に、 取締役は決議の瑕疵を主張して取消の権限を行使することを要するものとい の 利

comm., 1957, I, p. Delle società e delle associazioni commerciali, を負うものでなく、もしこのような決議を執行することにより損害を生ぜしめたときは、これを賠償する責を負うのであって、 かる関係において取締役が決議の審査義務を負担することは、一般にみとめられていたところである(Tullio Ascarelli, 伊国民法の解釈としても、 diritto 230)° commerciale, また伊国旧商法第一六三条の解釈としても、取締役は、必ずしも瑕疵ある決議を執行すべき義務 かかる審査義務の存在がみとめられることは、 Società e associazioni commerciali, 1936, p. 277; Alfredo De-Gregorio 1938, pp. 335-336)° すでに見た通りである (Oppo, Riv.

- 一九) Oppo 氏によれば、 に対して、すべてこれについての審査義務を排除し、これに伴う責任を免除して、単純に決議を執行すべき義務を負担せしむ 1957, I, p. 231)° ることにあろうが、かかる立場は不合理なものであって到底これを採りえないと論じている(Oppo, Riv. dir. comm., 抽象的に取締役の利益に最もよく適する解決としては、 いやしくも総会の決議が存する限り、 締役
- (二〇) 取締役は無効な決議を執行すべき義務を負うものでなく、会社の利益が要求するときは、決議の瑕疵を主張すべき義務を 負い、 体に特別な意義があるわけではない。このことは、わが商法第五二六条に規定せらるる買主の目的物検査と瑕疵通知義務の場 合において、ここに定めらるる買主の権利の保全のために必要なのは瑕疵の通知であって目的物の検査ではなく、 そのために決議の審査が為されるのであるから、決議の審査は、 いわば、 決議瑕疵主張のための手段にすぎず、 目的物の 審査自 25
- (二一) 取消原因たる瑕疵を有する決議につき、その瑕疵を主張することをうべき株主が、 瑕疵ある決議に賛成した株主・決議の瑕疵の存在を認識しない株主・瑕疵を主張する能力を持たない株主・瑕疵の主張を怠る <u>d</u> 伊国法の解釈として、総会決議が総株主の同意を以て為された場合についても、取締役は決議の瑕疵を主張することをえない ども、 株主の社団構成員としての不適性を社団的利益の見地から排除するためのものであって、 的利益のためにみとめられたものと見る Minervini 説の当然の帰結というべきものであって、 ている (Minervini, Riv. dir. comm., 1955, ている。 査は瑕疵を知るための手段にすぎないのと同様である。 る場合においても取締役が決議瑕疵を主張することの適法性をみとめるのである(P. Trimarchi, ものといわねばならないであろう。この Minervini 説に対して反対の見解を主張するものは Trimarchi 氏であって、) 効力確定についての取締役の利益はすでに実現せられたのであって、 impugnare le deliberazioni annullabili, 240 による)。 取締役の瑕疵主張の適法性はこれによって否定せられるものでない。 取締役は会社の利益のために決議の瑕疵を主張しうるものと考える。 Minervini 氏によれば、このような場合には、取締役は決議の瑕疵を主張することを許されないのであって、 Trimarchi 説によれば、伊国法の解釈として、取締役の総会決議瑕疵主張の適法性がみとめられたのは Riv. società, p. 94 e segg. I, p. 220)。このことは、決議瑕疵主張の適法性を以て取締役自らの個人 取締役はかかる決議を審査することを要しないと言っ Oppo 氏も亦、 右の点について、 Oppo, 悉く、 総株主が瑕疵主張の権利を抛棄する Minervini その権利を抛棄した場合といえ 伊国商法学説は見解の対立を見 Riv. dir. comm., 1957, I, 従ってこの立場よりすれば Titolarità del diritto 説のような考え方は取

締役の決議瑕疵主張の適法性について法令に存せざる制限を加えるものであって正当でないと論じている(Oppo, Riv.

負わないと見る学説が支配的である (Minervini, Riv. dir. comm., 1955, とめざる制限を設けるものであって正当ではない。ただ、この場合かかる決議は取締役の執行行為を必要とするものではない ではなく、従って取締役に何等の作為義務を負わしむるものでないのであって、取締役は、かかる決議については審査義務を てである。この場合、伊国法の解釈としては、かかる性質の決議は、取締役に対する総会の命令又は委託として為されたもの I, p. 241)。しかし、わが商法の解釈として、筆者の見るところによれば、これは取締役の決議瑕疵主張の権限に法令のみ 次に問題となるのは、取締役におけるこれが実行又はこれに基く業務の執行を必要としない性質の総会決議の場合に 取締役はかかる権限を有するも、これを行使することを要する場合は極めて稀であろう。 I, p, 220; Oppo, Riv. dir. comm., 1957, つい

第四章 決議瑕疵主張と取締役会

消の訴 のであって、 取消主張には取締役会の決議を経ることを要するかという問題である。この点に関し、 権限を有するものであり、 ゕ 次 し通説の立場は、 に考察すべきことは、 を提起するのは会社機関として為すものであるから、 また各取締役が取消の提訴を為すについても取締役会の決議によることを要しないのである。 提訴権者としての取締役は必ずしも代表取締役なることを要せず各取締役をいうと解している 代表取締役による訴の提起には取締役会の決議を経なければならないとする見解が 決議取消の権限がみとめられる取締役は代表取締役のみに限られるか、 業務の執行に関するものと解して代表取締役のみがこの 取締役が決議瑕疵を主張 また代表取締 がある。

- 二三) 松田博士-鈴木氏•「条解株式会社法」上巻二四六頁。
- 石井教授・「株主総会の研究」二二七頁、並木氏・「精説会社法」二九一頁。
- 石井教授「株主総会の研究」二二七頁、野津博士・「新会社法」上巻一七八頁。

石井教授の主張せらるるところによれは、業務執行は会社本来の生理現象であるのに対し、 決議取消権の行使は会社に お け

る病 員として各自 九八条に 理現象に おける如く機関としての取締役を取消権者と明確に規定されていないからである。結局わが商法は取締 関する権限であり、 独自に決議の瑕疵を主張することにつき利益を有するものとしたものと解すべきであると論じられてい これ を会社本来の生理現象としての業務執行と同じに見る必要はなく、 またドイ 役会の ツ株 定

なり、 だ問 とである。 な取 ようとするものであっ ずしも取締役会の 問題は、 締役は会社の機関 害質的には会社のためにかかる権利を有するものと見ざるをえないであろう。 0 見るところに もし後者なりとすれば、 各取締役 決 が 議 的 て、 ょ 取消の訴を提起する場合に、 を経ることを要しない いれば、 地位 通常の意義における業務執行そのもの においてその訴権を有するのか又は機関構成者たる取締役員として有するのかというこ 取締役の総会決議瑕疵の主張は、 取締役は形 0 であって、 式的には自己の名におい 会社の利益のために為すべきことはもちろんであるが、このよう 提訴 権 者を代す これにより瑕疵ある決議に基く業務の執行を排 ではない。 表取 、: ハロガの(も) て有する権利を会社のために行使することに 従って決議の瑕疵を主張するについ 締役に限定する必要もないと考える。 て必 除 L

大隅博士・「会社法の諸問題」一〇三頁。

二七 ciale, 国判 361 e segg. して Milano 議によるべきものとする見解が有力に行われている(この立場にたつものとしては Francesco Ferrara に関するものであるが)、 Oppo, le 例としては Minervini, 伊国法においても見解のわかれているところであるが、決議瑕疵主張の適法性は取締役会に属し、 società, 同 控訴院判決、 比較的少数であるが、 趣旨である。 Þ. 308; Mossa, それである。 Minervini), 309; Giancarlo Frè, 一九五三年五月六日 Firenze 控訴院判決が同趣旨であり(もっとも、この判決は、 これに反し各個の取締役について決議瑕疵主張の適法性がみとめられるとする見解は、 Riv. dir. comm., 1955, Società 有力なる学者であってこの立場を採る人がある。 1952, Riv. dir. comm., Ċ. per azioni, 248; Romano-Pavoni, Società per azioni, in Þ. 1957, I, p. 394; Alessandro Graziani, **,** 218, nota 40. Þ. Le deliberazioni delle assemblee delle società, Commentario del codice civle, 242, nota 57 Salandra, の示すところによれば一九五四年三月二三日 によれば一九五五年 Le società Manuale di diritto 訴権行使は取締 per azioni ب. ņ 直接には、監査役会 一〇月二一日破毀院 Gli imprenditori 312 伊国商法学説と があり、 役会の

が